

令和2年度 甌大明神マラソン大会補助金 評価表 NO. 51

所管部課名	観光・シティセールス課		担当者	崎山					
事務事業名	観光イベント事業費								
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱								
補助経過年数	21年以上								
令和2年度 予算額	3,000 千円	国県支出金 千円	一般財源 3,000 千円	その他 千円	その他の内容				
	指標名		目標値		目標年度				
成果指標①	甌大明神マラソン大会の参加者数		550人		令和7年度				
成果指標②	甌大明神マラソン大会の観客数		約1,300人		令和7年度				
補助対象者	甌大明神マラソン大会実行委員会								
補助対象経費	(1) 会場設営に係る経費 (2) 印刷製本費 (3) 前2号に掲げるもののほか、甌大明神マラソン大会の開催に当たり必要と認められる経費								
補助対象事業・活動の内容	甌大明神マラソン大会事業								
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他							
補助金額又は補助率	甌大明神マラソン大会補助金の額は、予算で定める額以内とする。								
上記項目の積算方法	イベント実施団体からの要望及び、実績による								
補助を受ける事業の決算状況等の 経過	項目		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
			金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	
	収入	自己資金	692,000	18.7%	798,900	20.9%	723,100	19.2%	
		会費収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
		事業収入	682,000	18.4%	697,000	18.3%	622,000	16.5%	
		寄付金・その他助成	10,000	0.3%	101,900	2.7%	101,100	2.7%	
		市補助金	3,000,000	81.0%	3,000,000	78.6%	3,000,000	79.8%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		(前年度繰越金)	10,951	0.3%	18,899	0.5%	37,197	1.0%	
	計	3,702,951	100.0%	3,817,799	100.0%	3,760,297	100.0%		
	支出	事業費	3,223,173	87.0%	3,334,411	87.3%	3,207,593	85.3%	
		人件費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
		その他事務費	460,879	12.4%	446,191	11.7%	447,026	11.9%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		(翌年度繰越金)	18,899	0.5%	37,197	1.0%	105,678	2.8%	
		計	3,702,951	100.0%	3,817,799	100.0%	3,760,297	100.0%	
		支出計/前年度支出計				103.1%		98.5%	
		自己資金/前年度自己資金				115.4%		90.5%	
翌年度繰越金/市補助金		0.6%		1.2%		3.5%			
交付件数		1		1		1			
成果指標の推移①		406人		418人		362人			
成果指標の推移②		約720人		約850人		約600人			
特記すべき事項等	【前回評価】平成29年度「現状のまま継続」 ・実施団体は協賛金等の獲得に努められたい。 【前回評価への回答】協賛金は得ているが引き続き努力するように指導していきたい。 【事業のPR方法】ポスター、新聞広告によるPRを実施している。 【費用対効果】島外からの参加者も多く地域活性化の貢献している。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】特になし								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	甌大明神マラソン大会は、上甌地域の観光振興事業であり、島民はもとより島外からも参加者が多く、不特定多数を対象とした事業として公益性が高い。 また、甌大橋が開通したことにより、甌マラソン大会と名称を変更し、コースもハーフマラソンコースを設け甌島の一体感醸成に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	地域に根ざしたイベントであり、地域活性化を目指していることから、自立していくまでの間、一定の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	観光交流人口増加に向けて、市民のニーズに合致したものになっている。 甌大明神マラソン大会を通じて市外からの観光客を増やす取組みは有効である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域に根ざしたイベントであるため、本実行委員会を補助対象者とするのが適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	自主的運営へ誘導していくが、当面は交付要領規定の効果指標による事業成果を分析していく必要がある。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	交付要領に補助対象経費を規定している。 更なる自主財源確保に努力すべきである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 甌大橋開通に伴い、今後、島内も含めて人の動きが変化することを注視しながら実施するため、現状のまま継続したい。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
結果	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 引続き、自主財源確保にも努力してもらう。		≪まとめ≫

甌大明神マラソン大会補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる甌大明神マラソン大会補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第2条 甌大明神マラソン大会補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、観光の振興に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

（補助金の額）

第3条 甌大明神マラソン大会補助金の額は、予算で定める額以内とする。

（補助対象経費）

第4条 甌大明神マラソン大会補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 会場設営に係る経費
- (2) 印刷製本費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甌大明神マラソン大会の開催に当たり必要と認められる経費

（交付の申請）

第5条 甌大明神マラソン大会補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年9月30日とする。

（交付の基準）

第6条 甌大明神マラソン大会補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に甌大明神マラソン大会補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第7条 甌大明神マラソン大会補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（効果の測定）

第 8 条 甌大明神マラソン大会補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 甌大明神マラソン大会の参加者数

(2) 甌大明神マラソン大会の観客数

（補助事業者等の責務）

第 9 条 甌大明神マラソン大会補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。